

尾道市歴史的風致維持向上計画

令和 3 年 2 月
尾 道 市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけと役割	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
5 計画策定の経緯	7
第1章 尾道市の歴史的風致形成の背景	9
1 位置及び交通	10
2 自然的環境	11
3 社会的環境	13
4 歴史的環境	16
5 文化財の現状と特性	24
6 尾道市の関連文化財群と歴史文化保存活用区域	34
第2章 尾道市の維持及び向上すべき歴史的風致	41
1 維持及び向上すべき歴史的風致の設定	42
2 維持及び向上すべき歴史的風致の内容	43
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	113
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	114
2 総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等の状況 及びそれらの計画との関連性	115
3 歴史的風致の維持及び向上の方針	123
4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携及び推進体制	125
第4章 重点区域の位置及び区域	127
1 重点区域の設定の考え方と位置	128
2 重点区域の範囲	130
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	132
4 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組	133
5 良好な景観の形成に関する施策との連携	135

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項	147
1 尾道市全体に関する事項	148
2 重点区域に関する事項	156
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	161
1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	162
2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	163
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項	205
1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	206
2 歴史的風致形成建造物の管理の指針	211
資料編	213
尾道市の文化財一覧	214
参考文献	231

はじめに

1 計画策定の背景と目的

尾道は、近畿から九州、そして朝鮮半島や中国へと続く海上交通の要衝として、特に中世以降、商業の重要拠点であるとともに、瀬戸内地域の有力な港町として栄えた。尾道旧市街地に点在する中世から近世にかけての寺院建造物は、将軍家や有力守護、豪商の庇護を受けた瀬戸内を代表する港町としての尾道を表すものである。

また、平成 17 年、18 年の市町村合併により御調町、向島町、因島市、瀬戸田町が新たに市域に加わった。これらの地域の丘陵部や島嶼部も、それぞれが歴史的・文化的に特徴ある地域で、尾道と同じく中世から続く瀬戸内有数の港町である瀬戸田港等があり、瀬戸内の海上交通の歴史と深い関わりがみられる。

これまで個別に文化財保護行政を行ってきた 5 市町が一緒になったことから、今後は新市域全体における総合的な文化財保護の取組、そして都市計画等との連携による総合的なまちづくりが必要となってきた。

また、市域は歴史的に斜面地域や島嶼地域等に人々が住み続けていることで独特な環境を形成し、各地で民俗芸能をはじめとした歴史及び伝統を反映した活動が行われている。しかし一方で、人口減少や高齢化、空き家の発生等が進んでおり、斜面地域や島嶼地域における災害対策や生活利便性の確保、バリアフリー環境の向上等の課題と文化財保護行政とを切り離して考えることはできない。

加えて、尾道旧市街地においては、平成に入って 2 度のマンション建設問題が起こり、市民等の建設反対運動等を通じて、景観を守った経緯がある。1 度目は、地元が署名活動を行い土地を買い取り、尾道白樺美術館を建てることになった。2 度目は、地元住民等の反対運動を踏まえて、尾道市が建設予定の土地を買い取り、公園として整備した。これら一連の問題をきっかけに、尾道市は景観法に基づく景観行政団体となり、平成 18 年に策定した景観計画を平成 19 年 4 月 1 日に施行し、平成 22 年 4 月 1 日からは尾道市全域で施行している。また、尾道市は、この景観計画のほか、景観条例、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例を定め、4 点セットで景観の保全と創造に取り組んでいる。

このうち景観計画は、景観計画区域における建築や開発等の行為を届出制によって制限するものであり、さらに認定制の景観地区（尾道旧市街地等）は、高さ制限等を取り入れ、より厳格な内容としている。

こうした 4 点セットの景観施策は、「心に残る尾道の景観づくり」（景観施策の理念的フレーズ）に寄与しているが、一方で老朽化した歴史的建造物の修復や空き家対策、公共施設の整備・美装化等、事業的手法による景観形成も必要となっている。

以上のような様々な課題を解決するには、文化財を生かしつつ、住民のニーズに応えられるような、文化財と都市計画、景観及びまちづくりの相互が連携した事業計画が必要である。

このような中、文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省の共管により、平成 20 年 5 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）」が制定された。この法律により、規制措置だけでなく、文化財の周辺環境の整備や歴史的な建造物の復原等、歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援制度が確保された。

そこで尾道市は、歴史と文化を生かしたまちづくりを推進するため、まず、平成 22 年

度に「尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画」を策定し、さらに歴史まちづくり法による具体的な事業計画である尾道市歴史的風致維持向上計画を策定することとした（下記「尾道市歴史文化基本構想と歴史的風致維持向上計画」を参照）。

この計画は、尾道市の歴史的建造物や伝統行事等、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している良好な環境（歴史的風致）を維持及び向上させ、まちや暮らしの環境とその魅力を守り、高めるとともに、後世に継承することを目的とする。

＜参考：尾道市歴史文化基本構想と歴史的風致維持向上計画＞

歴史文化基本構想の目的は、多様な地域文化の継承と地域活性化である。柱となる考え方・方向性としては、「有形・無形の地域の文化財を相互の関連性のある一定のまとまり（関連文化財群※¹）として捉え、総合的に保存・活用」するとともに、「文化財と一体となって価値をなす周辺環境（歴史文化保存活用区域※²）も含め保護・整備」することである。

尾道市は、「文化財総合的把握モデル事業」の意義と必要性を鑑み、平成20年度に文化庁の採択を受け、平成22年度までの3か年で事業を実施した。

モデル事業では、尾道市内各地域の歴史的・地理的特色を踏まえた、文化財の総合的把握調査及び諸処の地域課題を考慮した「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」の設定、そしてこれらを通じて、いわゆる文化財マスタープランとしての「尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画」の策定を行った。

このうち「歴史文化保存活用区域」については、文化財が相対的に集積している区域や保存・活用のテーマの存在等を基準として、大きくは6つの区域を設定し、中でも重要文化財等が存在する尾道旧市街地や瀬戸田港一帯は、歴史まちづくり法に基づく重点区域の候補としている。

特に尾道旧市街地のように、文化財が数多く存在するものの、空き家の増加や人口減少、斜面地の問題、文化財周辺の工作物等の劣化等、様々な課題がみられる地域がある。

こうした現状や課題、歴史文化基本構想を受けて、具体的な整備計画である歴史的風致維持向上計画を策定し、尾道旧市街地や瀬戸田港周辺等の文化財の保存・活用及び取り巻く環境の整備を実施し、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることとした。

※1 関連文化財群

文化財を歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、相互に関連性のある一定のまとまりとして捉えたもの（有形・無形の地域の文化財を相互に関連性のある一定のまとまりとしたもの）

※2 歴史文化保存活用区域

関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、文化的な空間として創出するための計画区域

2 計画の位置づけと役割

本計画は、歴史まちづくり法第5条に基づく歴史的風致維持向上計画である。

また、尾道市総合計画に掲げるまちづくりのテーマである「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち 尾道」の実現に向けて、歴史的風致維持向上計画を策定し、それを生かしていくものとする。

なお、尾道市における最上位計画である尾道市総合計画は平成19年度に策定している。さらに、主な関連計画としては、平成22年度に策定した「尾道市歴史文化基本構想」と「尾道市文化財保存活用計画」、平成22年に景観計画区域を拡大し尾道市全域を対象とした「尾道市景観計画」等がある。

本計画は、これらと調整・整合を図るとともに、都市計画行政と文化財行政、及びその他の関連する施策・担当部署との連携・協働のもとに、歴史的風致を維持及び向上させるために必要な取組等を明らかにし、具体化につなぐ役割を担うものである。

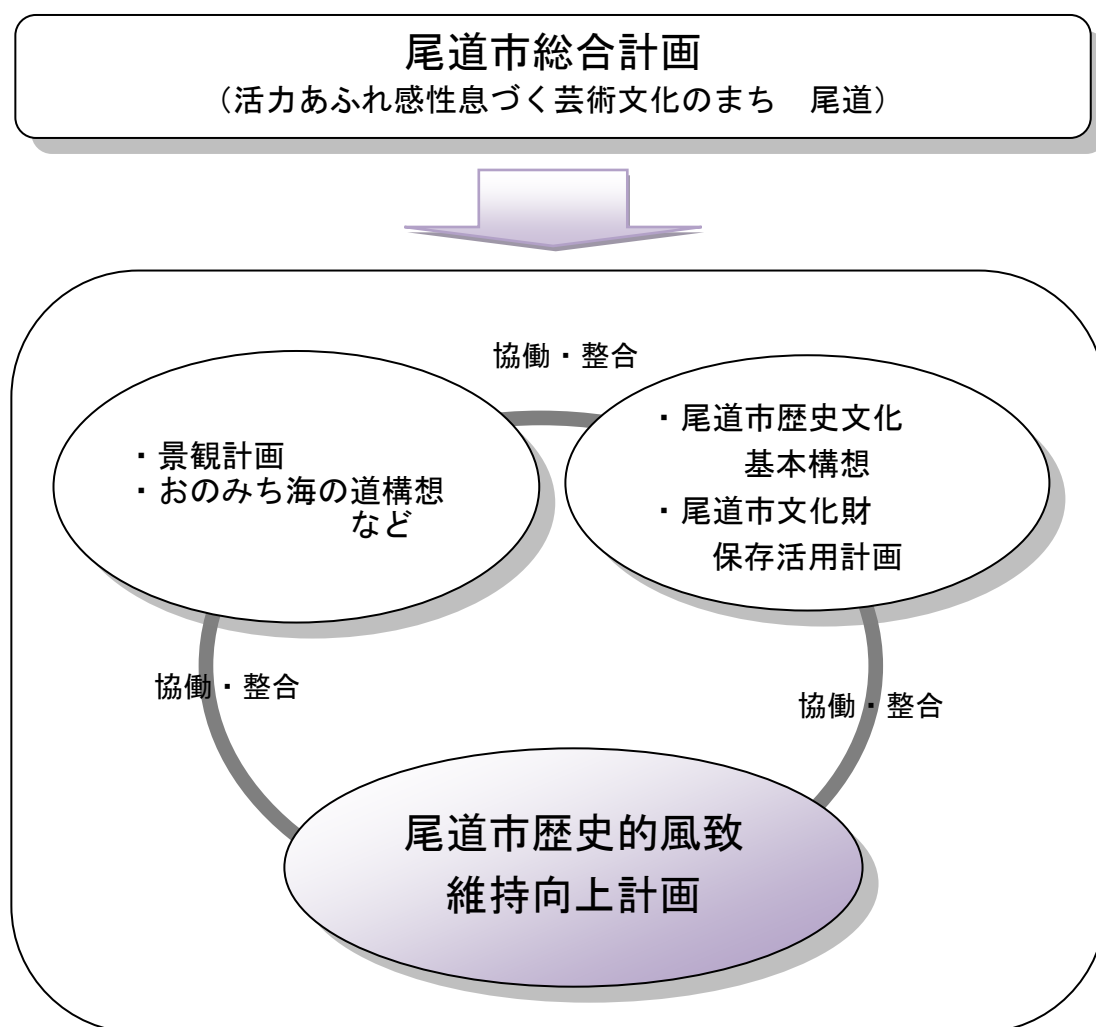


図0-1 上位計画・関連計画との関係

※1 歴史的風致維持向上施設

歴史まちづくり法第2条第1項で規定されている道路、駐車場、公園、水路その他政令（下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設）で定める公共の用に供する施設。この他、看板等の案内施設、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫等の公用施設、また歴史的建造物を復原した公的施設等を含む。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 か年とする。

4 計画の策定体制

本計画は、重点区域である尾道・向島地区及び瀬戸田地区の関係者による計画策定調査チーム、及び学識経験者や歴史的風致維持向上施設^{*1}の管理者等による尾道市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）での意見を踏まえるとともに、関係機関（国・県）の助言等を受けながら、尾道市都市部まちづくり推進課と尾道市教育委員会教育総務部文化振興課が主担当して策定した。

なお、計画策定過程では、本計画に関する庁内組織（事務局会議）を設置し、そこでの検討・調整を行った。

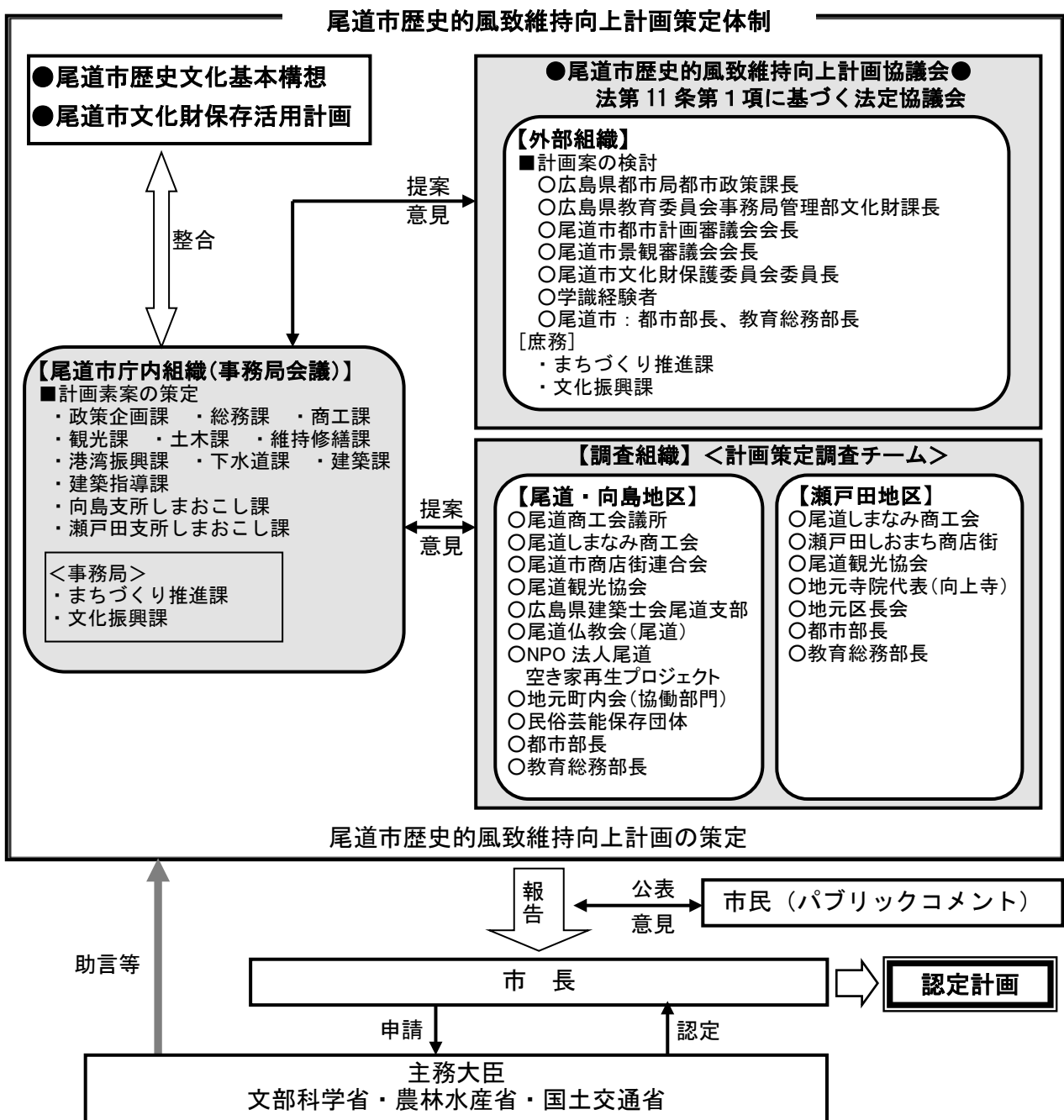


図 0-2 計画策定の体制と手順

【尾道市歴史的風致維持向上計画協議会 委員名簿】

役職等		氏名
学識経験者	京都大学名誉教授	三村 浩史
	広島大学大学院教授	三浦 正幸
尾道市都市計画審議会	会長	荒井 貴史
尾道市景観審議会	前会長	大黒 雄二郎
尾道市文化財保護委員会	委員長	寺岡 昭治
広島県	都市局都市政策課長	松永 悟
広島県教育委員会	事務局管理部文化財課長	桑原 隆博
尾道市	都市部長	川崎 誠
尾道市教育委員会	教育総務部長	佐藤 昌弘

5 計画策定の経緯

本計画は、計画策定調査チーム及び尾道市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）を、それぞれ3回開催するとともに、三省庁との協議を通じて助言等を受けながら、庁内組織（事務局会議）による検討・調整を行い策定した。

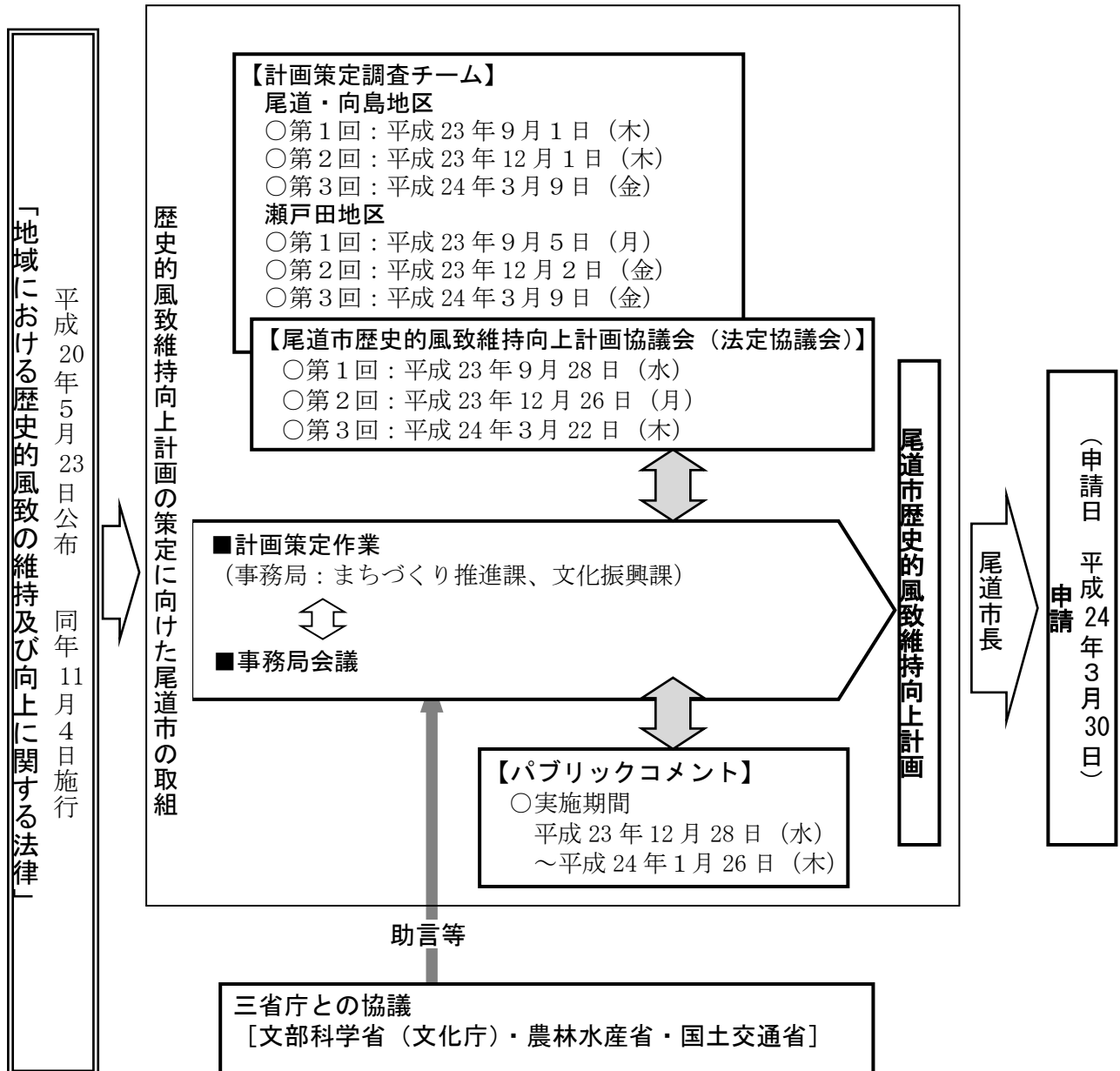


図0-3 計画策定の経緯

第1章 尾道市の歴史的風致形成の背景

1 位置及び交通

尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置し、市域面積は 285.11 km²である。

また、交通を歴史的にみると、中世以降、交通の要衝として発達し、現在では交通の十字路としての役割を担い、今後、中国横断自動車道尾道松江線が全線開通すると、さらに強化されることになる。

このうち東西方向については、山陽自動車道や JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、国道 2 号バイパス等が地域を縦貫する形で、南北方向については、瀬戸内しまなみ海道、中国横断自動車道尾道松江線等が地域を横断する形で交通軸を形成し、九州や関西方面、日本海と瀬戸内海、太平洋が結ばれている。

海上交通においては、本土である尾道港と島嶼部（因島 金山港・土生港）、愛媛県（大島友浦港、今治市今治港）等を結ぶ旅客船があり、特に島嶼部や四国に住む人々にとって重要な航路となっている。

また、古くから天然の良港として発展した尾道港は、中世において、商品化された物資の輸送が瀬戸内海で行われるようになると、年貢だけでなく、それらの積出港となった。近世においては、石見銀山の積出港で、また北前船の寄港地となり、港町として繁栄していくことになる。

尾道港は、昭和 2 年(1927)に三原市の糸崎港と合わせ、尾道糸崎港として第 2 種重要港湾に指定され、昭和 13 年(1938)には、現在も使用されている尾道中央栈橋、西御所物揚場等が竣工した。さらに、尾道糸崎港は、昭和 28 年(1953)に重要港湾に指定されている。

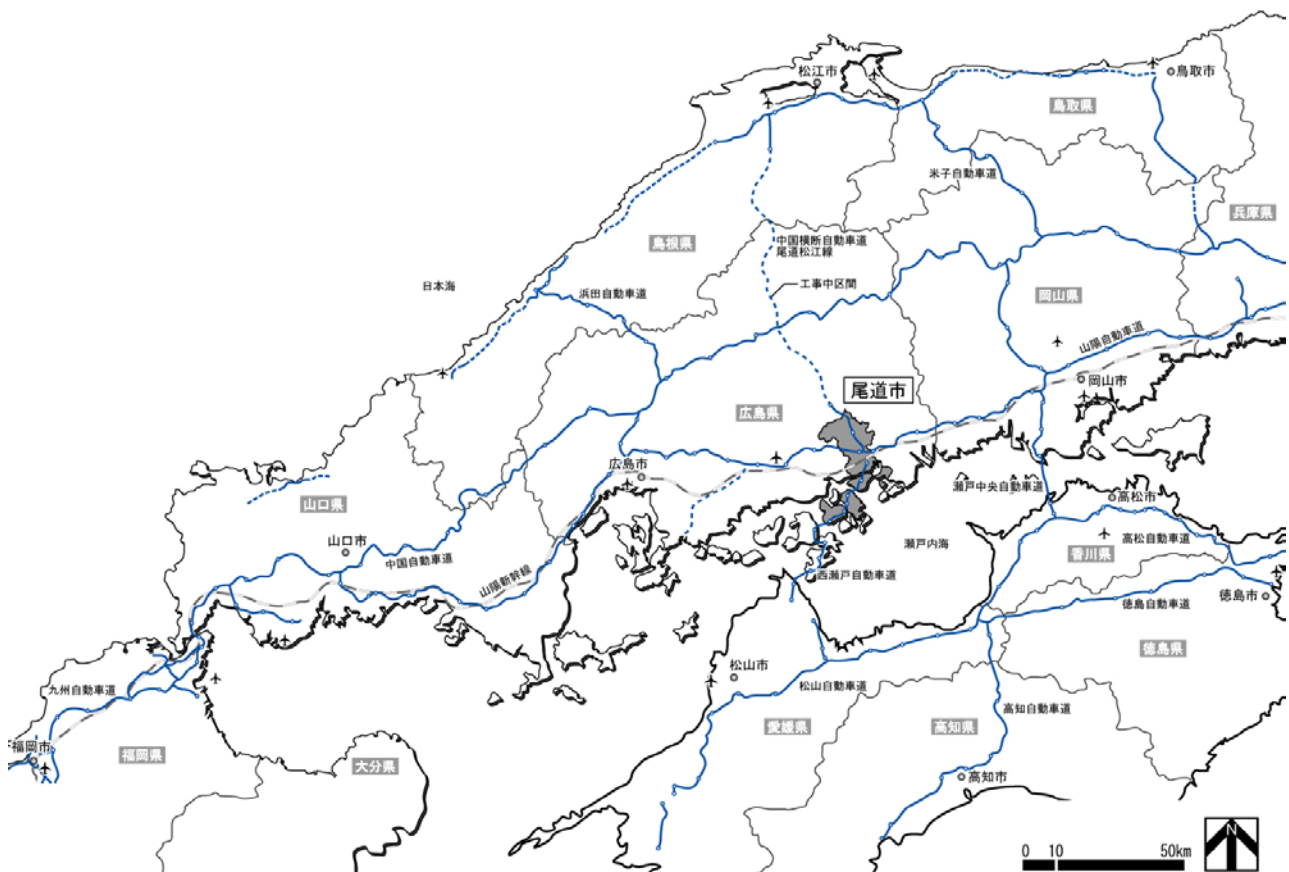


図 1-1 尾道市の位置・交通

2 自然的環境

(1) 地勢

尾道市は、大きく分けると瀬戸内沿岸部と島嶼部及び内陸部で構成されている。

こうした地域の地形は山地が中心であり、主な平地は尾道水道付近や御調町の盆地等で、その他の平地は小規模で点的となっている。

尾道地域（以下「旧尾道市」という。）の市街地は、尾道水道の海岸線に沿って東西に帯状に形成され、東から、浄土寺山（瑠璃山・178m）、西國寺山（愛宕山、摩尼山・116m）、千光寺山（大宝山・136m）に囲まれている。また、潮流は速いが、水深は10mと深い尾道水道に臨み、港湾として好条件に恵まれた港町となっている。

尾道市南部の島嶼部には、向島、因島、生口島をはじめとした島々が位置し、多島美の景観を形づくっている。

このうち向島は、尾道市街地と尾道水道を挟んで向き合った形で位置しており、島で一番高い山は高見山で約280mとそれほど高い山はなく、北側には比較的まとまった平地がみられる。

因島は急峻で平地に乏しく、標高390mの奥山を最高峰として概ね100mから300mの山嶺が起伏する中を青影山、奥山等の山系が島を南北に二分している。

生口島は、観音山（標高472.3m）を最高峰に島の中央部を山系が縦貫し、南側の傾斜は急で、北は比較的緩やかになっている。

地質は、一部砂岩等がみられるが、尾道市街地と瀬戸内海の島嶼部のほとんどが花崗岩となっている。

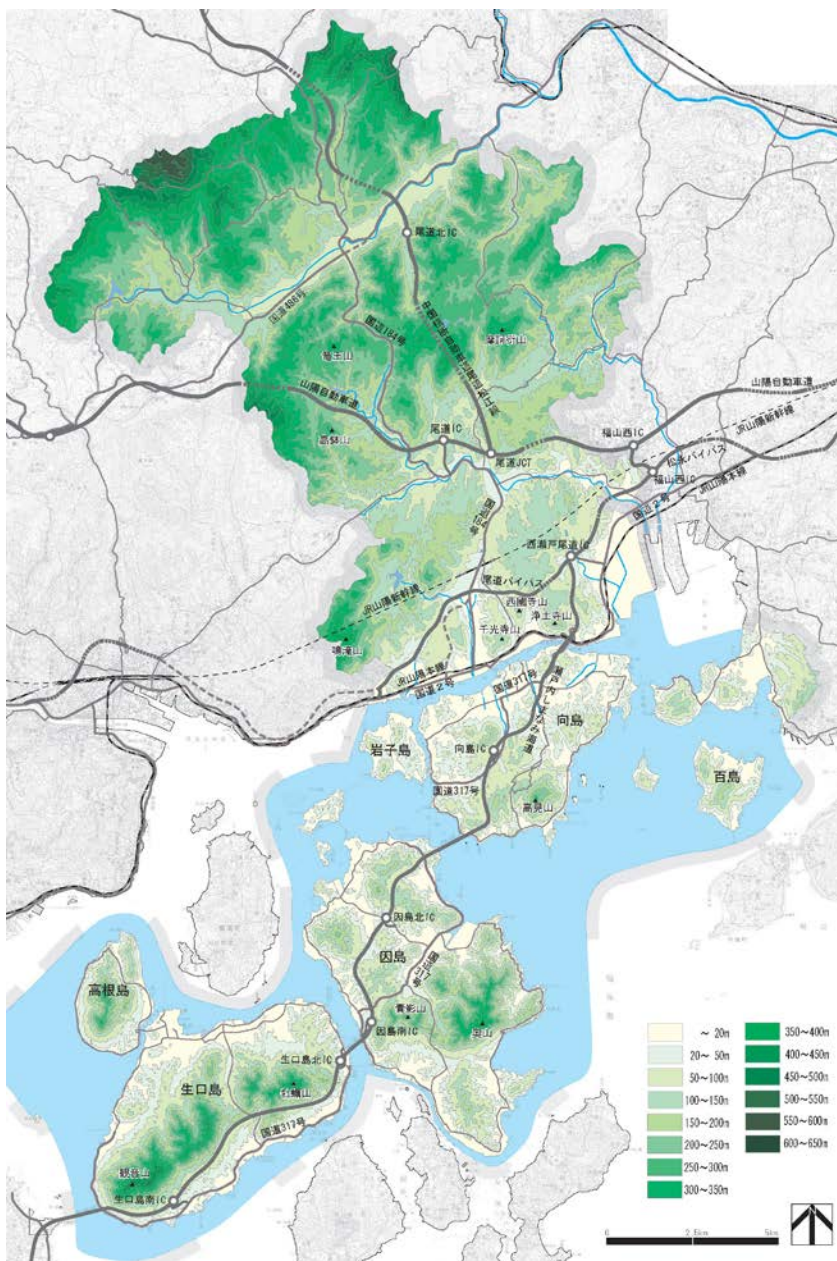


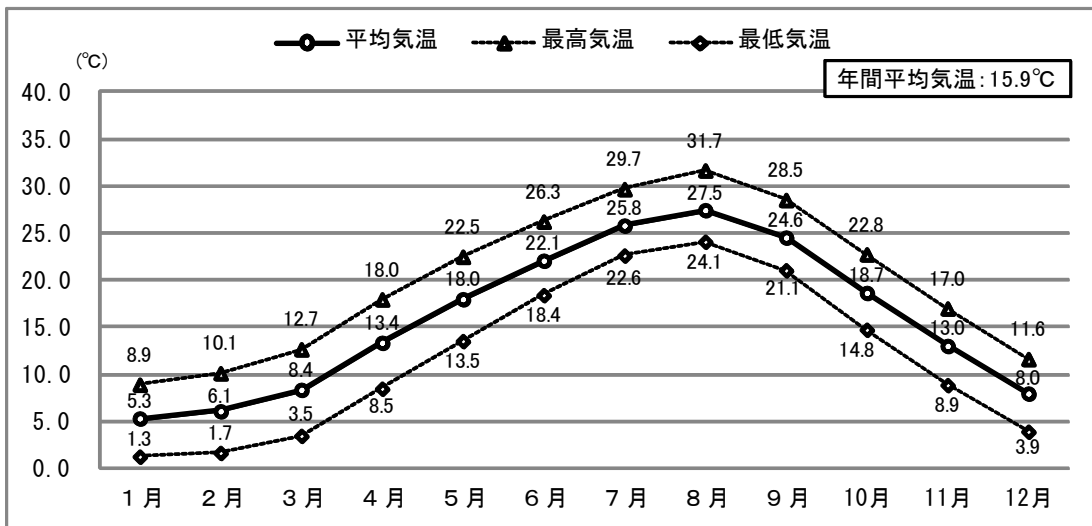
図 1-2 尾道市の地形条件

(2) 気象

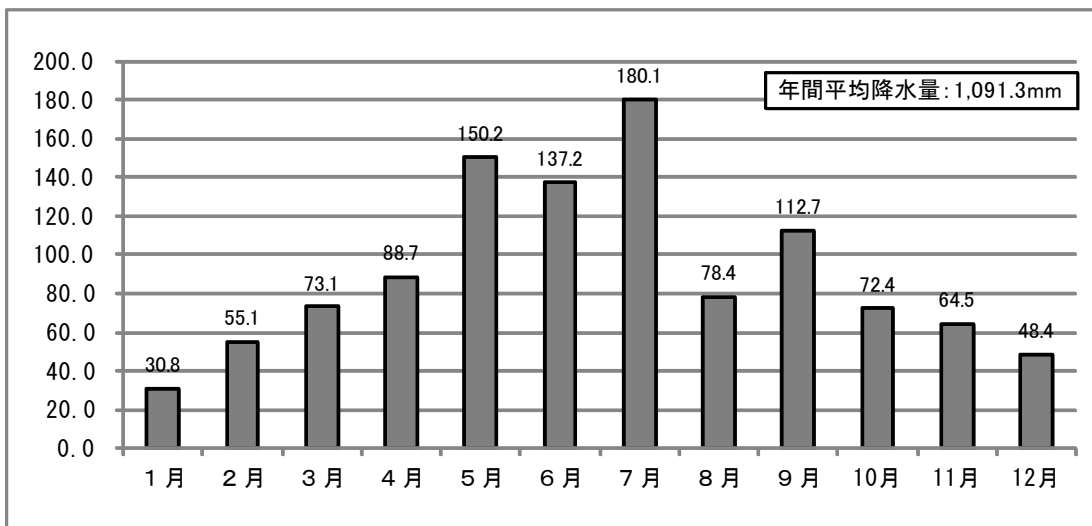
尾道市は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型気候に属している。

生口島における最近10年間の平均で見ると、年間降水量は約1,091mm、平均気温は15.9℃となっている。

ただし、御調地域は昼夜の温度差が大きく、比較的降雨の多い山間部の気候特性を示し、冬期は積雪もみられる。



資料：気象庁ホームページ（生口島）
※10年間（平成14年～平成23年）の平均値



資料：気象庁ホームページ（生口島）
※10年間（平成14年～平成23年）の平均値

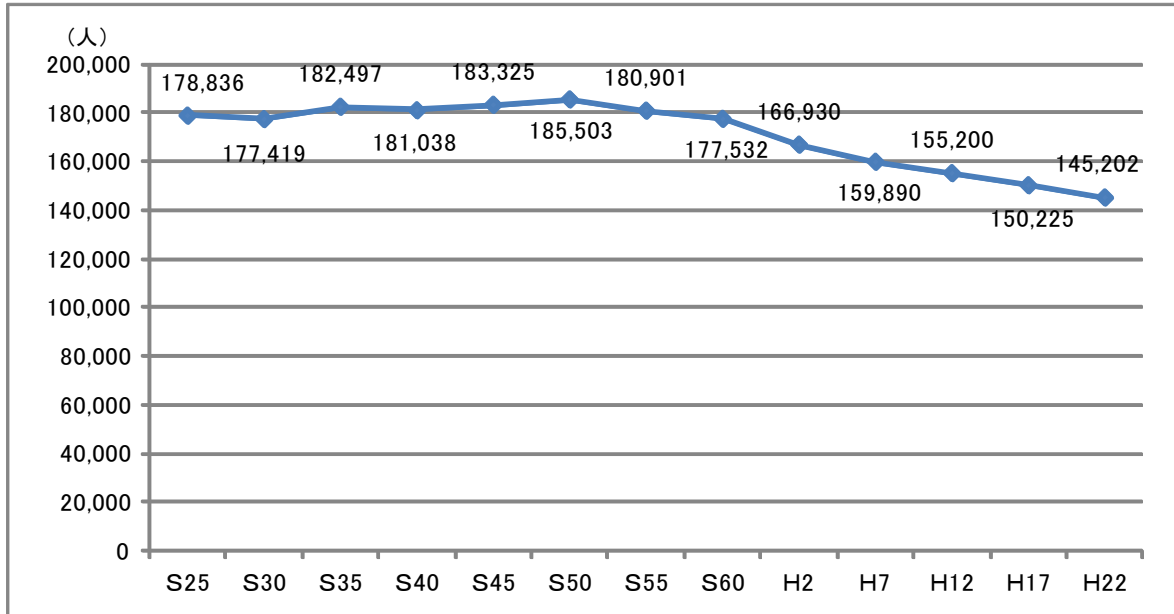
図 1-3 尾道市の気象

3 社会的環境

(1) 人口

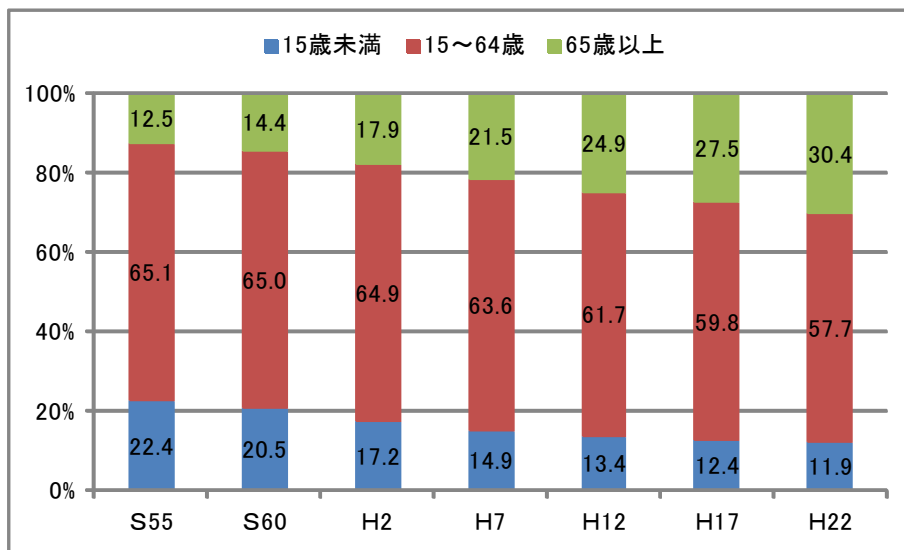
平成 22 年の人口は、145,202 人（国勢調査）である。戦後、人口は増加傾向にあったが、昭和 50 年（185,503 人）以降は減少傾向にある。

年齢別で見ると、少子高齢化が進み、平成 2 年には 65 歳以上の割合が 15 歳未満の割合を逆転し、平成 22 年では高齢化率が 30.4%となっている。



資料：国勢調査
 ※尾道市人口は、旧 2 市 3 町を合計したものである。

図 1-4 人口推移



資料：国勢調査

図 1-5 年齢別人口の割合推移

(2) 産業

尾道市の産業は、中世には、製塩や海運業、刀鍛冶等が、近世には、製塩や海運業に加え、酢や酒の醸造、石細工、刺帆^{しほん}、編笠、串柿等の産業の発達がみられた。また、近代以降、除虫菊や柑橘の栽培、養蚕業、製塩が盛んに行われるとともに、瀬戸内海においては造船業が発達した。

平成 18 年(2006)の事業所の状況(事業所・企業統計調査)をみると、尾道市には 8,204 事業所があり、従業者数は 56,842 人である。

産業別でみると、事業所数では卸・小売業が 2,614 事業所で全体の 31.9%を占め最も多く、次いでサービス業(他に分類されないもの)が 1,502 事業所、飲食店・宿泊業が 1,006 事業所となり、これらが上位 3 番目までとなっている。

従業者数では、卸・小売業が 14,386 人と最も多く、それに拮抗して製造業が 13,841 人となっている。

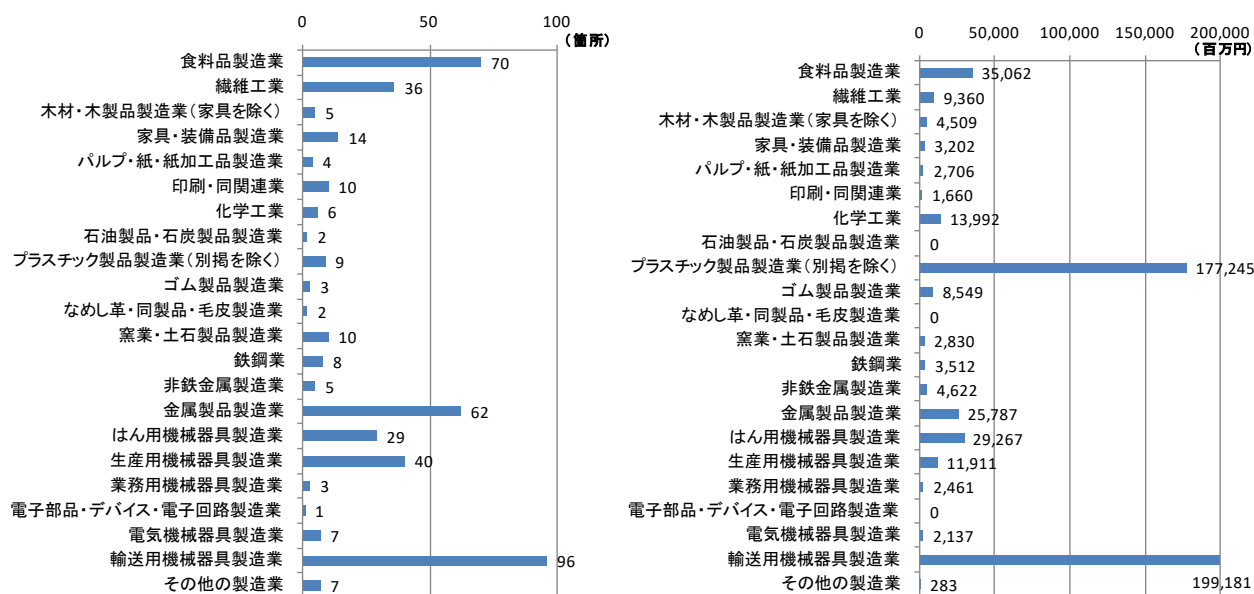
製造業に関して工業統計調査(平成 21 年)をみると、事業所数は、造船関連産業等の輸送用機械器具製造業が多く、次いで、食料品製造業となっている。いずれも、歴史的に培われた尾道市の地場産業である。また、工業出荷額については、輸送用機械器具製造業に次いで、プラスチック製品製造業の出荷額が多い。

さらに、尾道市は、近畿や関東方面からの観光客が多く、観光業も特徴的な産業の一つである。瀬戸内しまなみ海道開通当時は、約 760 万人の入込観光客があり、その後減少し続けているものの、平成 20 年まで減少傾向にあったが、NHKの連続テレビ小説「てっぱん」の効果もあり平成 21 年以降増加に転じている。

表 1-1 尾道市の事業所の状況

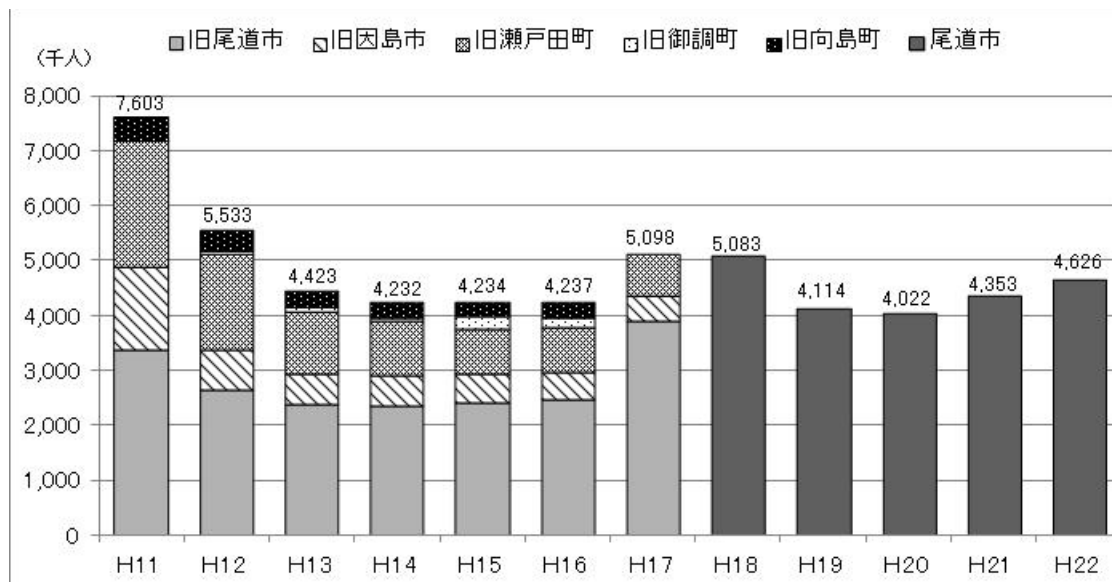
区 分		事業所数(事業所)	従業者数(人)
平成 8 年(1996)		9,630	62,883
平成 13 年(2001)		8,848	58,265
平成 18 年(2006)		8,204	56,842
平成 18 年産業分類別	農林漁業	22	219
	鉱業	—	—
	建設業	720	5,075
	製造業	748	13,841
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	339
	情報通信業	30	178
	運輸業	179	2,484
	卸売・小売業	2,614	14,386
	金融・保険業	103	1,128
	不動産業	485	756
	飲食店・宿泊業	1,006	4,136
	医療・福祉	453	6,143
	教育・学習支援業	238	843
	複合サービス事業	100	1,047
サービス業(他に分類されないもの)	1,502	6,267	

資料：事業所・企業統計調査



注-1：工業統計調査（平成 21 年）による。
 注-2：数値は従業者 4 人以上の事業所。

図 1-6 尾道市における工業事業所数と工業出荷額



注-1：広島県観光客数の動向による。
 注-2：数値は全体の観光客数。
 注-3：平成 17 年の旧尾道市は旧向島町、旧御調町合併後（両町を含む）。
 注-4：平成 18 年は旧因島市・旧瀬戸田町合併後（以降、現在の尾道市）。

図 1-7 入込観光客数

4 歴史的環境

(1) 縄文・弥生・古墳時代及び古代

尾道市においては、縄文・弥生時代の遺跡が確認されており、この時代から人々の暮らしが営まれていたことを示している。縄文時代の遺跡は、松永湾沿岸や島嶼部の沿岸に点在している。特に高須町太田貝塚では、多数の人骨も出土しており、この地域の中心的な遺跡として注目されている。

弥生時代には、市内の様々な地域で集落が確認されている。御調町高尾2号遺跡は標高約170mの丘陵上に位置し、いわゆる高地性集落であり、眼下に見下ろす御調川沿いには、曾川1号遺跡が確認されている。松永湾沿岸の高須町天満原遺跡でも集落が確認されていて、各地域での生業活動に適した場所に集落が築かれたことが分かる。

また、御調町貝ヶ原遺跡では、弥生時代後期の墳丘墓に伴うと考えられる特殊器台形土器が出土し、久山田町大峰山遺跡では、銅剣と銅鉾が発見されている。こうした特殊な資料は弥生時代の人々の精神世界を知る上で重要である。

古墳時代になると、各地に古墳が築かれるようになるが、生活していた集落はあまり発見されていない。曾川1号遺跡で弥生時代後期から続いて古墳時代の住居跡が確認されているのみである。古墳は高須町黒崎山古墳、大元山古墳の前方後円墳の他は、むかで岩山口第1号古墳のような古墳時代後期の横穴式石室をもつ古墳が多く、島嶼部では、因島重井町細島古墳や小細島古墳、瀬戸田町杵箇山古墳のように箱式石棺の古墳が認められる。こうした古墳の埋葬施設の違いは、築造時期の違い以外に被葬者の実力差によることを示していると考えられる。

また、当時の重要な生業である塩作りの遺跡として、浦崎町満越遺跡と因島大浜町大浜広島遺跡がある。満越遺跡では、古墳時代を通して製塩が行われていたことが分かる膨大な量の製塩土器が出土し、塩作りの炉跡や祭祀を行ったと考えられる遺構も発見されている。このように、古墳時代以降に芸予諸島では塩作りが盛んに行われていた。

白鳳期になると、中央の影響を受けて寺院の建立の機運が高まっていった。御調町には、白鳳期の寺院である本郷平廃寺が所在している。

また、同時代、御調においては山陽道が通り、駅家（うまや、駅（えき）ともいう）もあつたとされる。この山陽道は、中央と大宰府を結ぶ重要な官道となっていた。

ただし、瀬戸内海での交通が発達し、庸・調税の輸送にも海路が利用されるようになると、交通面の主力としては、官道よりも海路が重要視されるようになる。



貝ヶ原遺跡出土特殊器台
(広島県重要文化財)



むかで岩山口1号古墳

(2) 中世

平安時代の尾道には、多くの荘園がつくられ、地頭が置かれて各地域を支配していた。尾道浦（現在の尾道市街地）は、その頃はまだ小さな漁村であったと考えられ、それが瀬戸内海を代表する港町となる転機は、嘉応元年(1169)の大田庄倉敷地認定である。これにより、年貢積出港となり、さらに周辺地域の物資の集積地ともなった尾道浦は、飛躍的に発展をとげ、文永7年(1270)には、尾道に入港する船舶から津料（関税）を徴収していたことも分かっている。

寛元3年(1245)には、高野山から大田庄預所として、淵信が派遣され、尾道で年貢米の管理と輸送にあっている。淵信はその後、高野山から浄土寺と曼荼羅寺（現海龍寺）の別当職が与えられている。この頃には、尾道浦は多くの商人や問丸・梶取といった海運業者が集まる港町となっており、さらに鎌倉時代末期～室町時代前期には、尾道の商人の寄進の他に、足利尊氏や備後守護の山名氏らにより、港町の背後に建つ寺院伽藍が整備され、現在の寺のまちとしての尾道の基盤ができあがったといえる。

九州探題の今川了俊が応安3年(1370)頃に尾道を訪れ、その様子を『道ゆきぶり』という道中記に記述している。それによれば、山の麓にそって、家が密集して並んでいて、みちのく（東北）や筑紫（九州）地方の船も多くみられると書かれており、現在のように民家が密集し、遠方からの交易船も寄港する等、港町の発展の様子がうかがえる。

瀬戸田も尾道同様に中世に遡る港町として、この地域の交易の拠点となった。瀬戸田を望む高台には、小早川氏の庶家である生口小早川氏の城と思われる倭崎城跡が所在する。瀬戸田が尾道と若干異なる点は、こうした武家勢力の直接的な庇護を受けて、成長している点にあり、瀬戸田水道を見下ろす潮音山に応永10年(1403)、小早川氏一族である地頭・生口守平氏が向上寺を建立する等、武家勢力は瀬戸田の寺社の建立にも大きく寄与している。潮音山山頂付近へ永享4年(1432)に建築された三重塔は現存し、国宝に指定されている。

上記のように港町には、海運業者が多数おり、寺社への寄進等、港町の繁栄の一翼を担っているが、瀬戸内海の家運を握る者として、周辺海域の支配をした人々もいる。それが、海賊と呼ばれる人々である。海賊は現在のイメージと異なり、航路の水先案内人であるとともに、通行税をとり、安全を保障していた。このような人々が因島村上氏や小早川氏、尾道の対岸の岡島に拠点があった関の大将であった。特に因島村上氏は村上水軍として、瀬戸内海中部海



尾道遺跡



足利尊氏將軍画像（尾道市重要文化財）



向上寺三重塔（国宝）



村上吉充画像
（尾道市重要文化財）

域を支配しており、因島やその周辺には多数の城跡が存在することから、島々の瀬戸を通航する船舶を見張る役目があった。



馬神城跡（尾道市史跡）



小歌島（岡島城跡）

この時代の尾道の産業に関しては、主に、塩や鉄等が生産されていたことが分かっている。沿岸部や島嶼部では塩田があった。水をくみ上げて塩田にまき、太陽熱で水分を蒸発させて煮詰めて塩を採取する揚浜塩田となっていた。年貢塩は、代銭で納められるようになり、商品として運ばれるようになってきている。また、中国山地を鉄の産地として、三原では刀鍛冶が育っていき、小早川氏等への供給による利潤獲得のため、尾道でも刀鍛冶が現れるようになった。さらに、瀬戸内海における島嶼部では、平安時代には二毛作が行われ、主に、麦・桑・麻がつくられ、麻からは布製品がつくられていたことが分かっている。

14世紀以降、尾道の沿岸部は、生活の場であったことが出土品から明らかになってきている。14世紀のものと思われる土師質土器の皿・鍋、備前焼の壺・甕、石製品の硯・鍋、中国製の青磁や白磁、15世紀から16世紀のものと思われる土師質土器の皿・鍋、備前焼の壺・甕、中国製の青磁など様々な土器が出土している。中世における尾道の港町としての発展、さらには国際性豊かな繁栄ぶりがうかがえる。

（3）近世

●港町尾道の自治体制

戦国時代、尾道は毛利氏の支配下にあったが、その支配方法は、自分の家臣を尾道に配置したのではなく、地元の豪商と私的な主従関係を結ぶことで間接的に行われた。それは尾道を動かすほどの大きな経済力を手中に治めるためであった。

史料によると、毛利氏との結びつきが特に強かったと思われるのが渋谷氏・泉屋・笠岡屋である。彼らは、堺を始め上方商人と緊密な交流があり、また九州方面の廻船も瀬戸内海を航行していたことから、広域な経済圏を有していたことが分かり、ここには国内外の様々な文物が流入していたと考えられている。実際、尾道市街地からは多量の中国や朝鮮半島製の陶磁器が出土しており、東アジア交易において重要な拠点であったことをうかがい知ることができる。毛利氏はこうした有力な商人たちに知行地や扶持米を与え、また文禄4年(1592)には泉屋と笠岡屋を代官に任じるなどして、経済活動が盛んなこの地を利用して、戦略的に優位に立とうとした。

毛利氏に代わり福島正則が広島へ入部してくると、彼ら「初期豪商」が中核となって町の礎を築いていく。当初は彼らを初めとした5人の豪商が尾道町の年寄を務め、その下の月行司を編成して行政を行っていたが、万治年間(1658～1661)には十四日町・久保町・土堂町の3町に1名ずつの年寄を置くようになった。また17世紀末～18世紀初頭にかけて、町の自治を執り行うために尾道惣町の地縁的結合体である「会所」が成立し、町民同士のつながりが一層強化された。ここに、福島に次いで広島藩に入ってきた浅野

氏の藩政改革「正徳新格」に伴って、正徳5年(1715)には尾道町奉行所が設置され、藩の都市支配が始まるが、実質は、既に確立していた「会所」を通じて町人や商人の把握が行われており、町人らによる町政がなされていた。

●商業の展開

前述のように、尾道にはその地形を利用して港湾施設が形成され、中世には対外交易の拠点として発展し、様々な海外製品が集散していた。つまり尾道は中世には既に港町としての機能が備わっており、これが江戸時代に「商業港・尾道」として大きく発展する基礎となった。

尾道における商業の画期は、陸路・海路の交通網の発達である。

陸路では、江戸時代に入ると、それまで内陸部を通っていた山陽道が、海岸の埋立等により、尾道の沿岸を通るようになり、港町尾道も「西国街道」と呼ばれる近世山陽道の宿場町としての賑わいをみせるようになる。また、石見銀山の開発に伴い、石見から尾道までの街道も整備され、銀山街道として南北の交通網が発達する。これにより、尾道は西国街道と銀山街道の交差するまちとして、陸上交通の要衝となり、大きく発展した。



方石 (住吉神社)

海上交通では、西廻り航路の開発によって実現した北前船の就航が大きな画期となっている。北前船とは、東北・北陸方面を西に向けて発し、関門海峡を抜け瀬戸内海を経て大坂へ至るルートを航行し、その間に沿岸部の各地に寄港して積載した商品を売り、またその地の名産品を積み込むという、地域の価格差を利用し利益を上げていた廻船を指す。これにより沿岸部の各地に商業都市が形成され、尾道はそのひとつであった。これまでも、初期豪商は上方や九州の商人と交流があったが、北前船が寄港することで東北・北陸方面にまで商業圏を拡げ、全国的な取引が可能になった。東北・北陸方面からは米を始め、大麦や大豆等の穀類、干鰯や油粕等の金肥等が運び込まれ、また尾道からは「備後塩」と呼ばれた塩、豊表、石材、酢等の名産品が積み出されていた。新潟には尾道の石工が作成した石灯籠が残っており、尾道と新潟という遠く離れた地のつながりを確認できる。

江戸時代中期にはこうした交通網の発達により、市場経済はますます拡大していく。尾道においては、戦国時代から続く渋谷氏や泉屋、笠岡屋ら初期豪商が中心となって経済を動かしていたが、橋本氏や亀山氏などの新興商人の台頭により商人同士の競合が激化し、商業秩序の統制が取れなくなってくる。また18世紀に入り市場経済の発展を裏付けるように、多様な商品が以前とは異なったルートを通じて取引されるようになり、これまで尾道を経由して運ばれた商品が、隣藩の福山藩の鞆浦へ持ち込まれるなどして、商品が減少する事態にも陥っている。

西廻り航路の開発は尾道が成長する契機をもたらした一方で、かつてのように沿岸に沿って航行する地乗り航路から、沖乗り航路へとルート変更されたために、潮待ち・風待ちに適した御手洗や倉橋等の島嶼部が新興港町として頭角を現し、相対的な地位の低下を招くことにもなった。

瀬戸内海において重要な港町であった尾道は広島藩も重視しており、この状況を危惧した藩は、元文5年(1740)に平山角左衛門を町奉行に据えて流通機構の改革に努め、株仲間を定め、取引の慣習を成文化するなどして商業秩序の維持を図った。明和3年(1766)

には株仲間を藩の公認とし、同年には問屋役場なるものを設立し、問屋・仲買・仲仕の分業を明確化し管理・統制を行った。また、尾道の商人ら自身も対策に乗り出し、安永9年(1780)には荷主へ代金を円滑に支払うための資金融通機関として問屋座会所を設けた。以後、問屋役場・問屋座会所ともに名称を変え、機能を多少変化させながら、幕末まで尾道の流通機構には不可欠な機関として存続した。

この問屋座会所に特に多額の出資をしたのが橋本氏であった。橋本氏の出自は不明だが、屋号を灰屋と称し、橋本次郎右衛門を始祖として17世紀半ばに台頭した、尾道を代表する豪商である。2代目当主次郎右衛門信孝の子息の代で別家して加登灰屋と名乗り、金融業を主に、質、塩田経営、酒造業で財を成し本家を凌ぐまでに成長した。橋本氏は、問屋座会所への多額の出資をするだけの経済力から、町年寄も務め社会的地位も高く、また飢饉の際には救恤を行うなど、徳者として町民を守護しようという意識の高い人物でもあった。

尾道の商業は、藩権力の介入がありながらも、実質は橋本氏のような豪商らの経済力に支えられながら発展し、相対的な地位の低下という危機に直面しながらも、町人自身による努力で困難を乗り越え、瀬戸内海の中継交易港の拠点であり続けた。

●茶文化

天野氏は、尾道の豪商の一人であり、明治12年(1879)に創設された国立第六十六銀行の頭取になっている。橋本氏も同様に頭取となっており、ともに江戸時代後期から明治・大正時代にかけての尾道の経済界を取りしきった豪商である。現在、広島県立文書館が収蔵している橋本家文書の中には、この天野氏から速水宗汲に宛てて、伝授された茶道を口外しないように約束した誓約書が残っており、茶事の教を請うていたことが分かる。また同文書群の中には茶会記も多く残されており、橋本家において頻繁に茶会が催されていた。橋本家は別荘として爽籟軒という名の庭園を築庭し、その中に千利休考案の茶室、妙喜庵待庵の写しといわれる茶室明喜庵を設け茶に親しんでいた。現在、明喜庵は市重要文化財であるが、多くの茶道家に利用されており、当時の様子をそのままに伝える明喜庵にて、ここで茶を楽しんだであろう人々に思いを馳せることができる。向島の富浜において塩田経営で成長した富島家の敷地内には海物園という庭園があったが、富島家も茶を好み、庭には一軒の茶室があった。かつて秀吉が安土城に持っていた茶室が富島家に伝わったという茶室であるが、文化11年(1814)、当時の浄土寺住職の所望により浄土寺境内に移されたという。そして名前を「露滴庵」とした。こちらは藪内流燕庵の写しとされ、現在、重要文化財に指定されている。藪内流の門人録には橋本の名前も見受けられ、浄土寺の住職とも茶を通じた交流があったものと推測できる。

このように、尾道の経済を支えた豪商たちは、経済発展を促すだけでなく、茶の文化を根付かせるなど、尾道の文化の創始者でもあったのである。

茶園^{※1}の記録も残っている。史料上確認出来るのは13か所あり、そのうち調査にて確認できたものが2か所ある。花莫蔭^{はなもかげ}を織って成長した松本家の加嶋園、熊谷家の挹翠園である。挹翠園の詳細は不明だが、加嶋園は藩へ花莫蔭を献納したことが認められて下賜された島を庭にしたもので、藩主浅野もここに逗留している記事が残っている。風光明媚な尾道にあるこれらの茶園には多くの文人墨客が訪れており、頼山陽著の「挹翠園記」や菅茶山「賀嶋」等が残っており、その詩からはそれぞれの茶園から見える美しい風景をありありと想像できる。

※1 茶園

茶の木を植えている畑(茶畑)で、一般的には茶園(ちゃえん)と呼ぶ。尾道では斜面地や海岸沿いの風光明媚な場所につくられた茶室や庭園を備えた別荘住宅を指し、茶園(さえん)と呼ぶ。爽籟軒も代表的な茶園の一つである。

●港町瀬戸田の繁栄

瀬戸田も尾道と同様に中世から物資の集積地、輸送の中継地として栄えてきたが、江戸時代に入り、北前船の西廻り航路が開発され、瀬戸内海交易が活発化すると大きく発展をとげる。

江戸時代初頭にも街並みが形成されつつあったが、寛永14年(1637)には、町の南側にさらに拡張が許され、港町が拡大することとなった。また、この頃には、商人たちによる町年寄制が採用され、町政が運営されていた。

こうして、江戸時代前期には、現在の町割りとはほぼ同じ形態となっており、尾道と同様に瀬戸田水道を生かした天然の良港である瀬戸田では、海岸に沿って港湾施設及び鉤型の道に沿って町家が並び、さらに細い小路や港の背後の潮音山麓には寺社が建ち並んでいる。

特に港の玄関である沖見堂（旧堀内家土蔵周辺）の辺りは、製塩業や海運業で富を築いた豪商の屋敷が建ち並び、堀内家や得能家等の屋敷や蔵が現在でも残っている。

瀬戸田は、生口島の塩田で生成される塩の輸送・販売をはじめ、木綿、煙草、穀類、海産物等の商品化が進み、芸予諸島の交易の中継地として、確固たる地位を築き、港町尾道に匹敵する港町に発展したのである。



瀬戸田の商家

(4) 近現代

尾道は、明治22年(1889)町村制施行に伴い尾道町となり、明治31年(1898)には広島市に次ぎ県内で2番目に市制を施行した。当時の尾道は北前船交易の名残があり、県内でも屈指の港町として、経済の中心地でもあった。明治24年(1891)には、福山～尾道間で山陽鉄道が開通し、尾道駅も開業したことにより、尾道の近代化は一層進むことになる。また、大正14年(1925)には、尾道から御調町に至る尾道鉄道が開業し、昭和39年(1964)の路線廃止まで、南北交通を支えていた。

また、鉄道敷設によりまちが2つに分断されたことにより、海側の商業地、港、山側の寺社域、住宅地（別荘等）という、独特の街並みと坂のまちの景観が誕生したといえる。海側には、江戸時代からの名残を示す商家が建ち並び、洋風の公共建造物や経済の中心地らしい銀行の建築物が集中する銀行浜など和と洋が混ざり合う景観があり、山側には、中近世の建築物の周辺に洋風住宅や和洋折衷住宅（群）が散在する独特の景観が形成された。明治36年(1903)には、豪商の三木半左衛門が千光寺山に共楽園という市民憩いの場となる公園を整備し、市に寄贈している。これが後の千光寺公園となり、現在のような桜の名所となるのである。



旧尾道鉄道トンネル



千光寺本堂



千光寺公園

また、この地で『暗夜行路』の草稿を練ったとされる志賀直哉、尾道の女学校に通った『放浪記』作者の林芙美子、この地をこよなく愛し描き続けた小林和作をはじめ、多くの文人が足跡を刻み、また、小津安二郎監督の『東京物語』や大林宣彦監督の尾道三部作・新尾道三部作等により、映画のまちとしても定着している。



小林和作旧居



尾道の市街地と尾道水道

因島でも造船工場が建設され、港町から造船の町へと変貌を遂げている。造船ブームとなった大正から昭和時代初期には、全国でも有数の造船量を誇り、労働人口の増大と商工業の発展、さらには周辺地域への造船工場の拡充というように飛躍的に発展を遂げた。

港町瀬戸田は江戸時代から瀬戸田町として、様々な文書に記載されているが、明治4年(1871)の廃藩置県以後も瀬戸田町として、生口島の中心的位置を占めていた。近代の瀬戸田は、引き続き、製塩業が盛んで、生口島北岸と南岸には大規模な塩田がつくられ、製塩業で財をなした堀内家は、県内でも有数の資産家として知られていた。明治41年(1908)には、製塩業者が集まり、瀬戸田塩業購買組合が設立され、製塩業のさらなる発展をとげた。

また、近代の瀬戸田の重要産業として、柑橘類の栽培がある。明治時代になると、生口島が柑橘類の栽培に適しているとされ、熱心な研究育成が行われている。その結果、生口島と高根島では、様々な種類の柑橘が栽培され、瀬戸田を代表する産業となった。瀬戸田町中野地区には、柑橘類の栽培、販売や海運業で財をなした家が多く、長屋門を構えた豪壮な民家が建ち並び、独特の街並み景観を形成している。

戦後になると、尾道は周辺地域の交通や商業の拠点であるとともに、映画等のロケ地として、その風光明媚な景観と寺社仏閣が建ち並ぶ斜面地が舞台となり、観光業が盛んになる。尾道は坂のまち、寺のまち、芸術文化のまちとして、



因島公園から見た瀬戸内海と造船所



中野地区の街並み



因島大橋

多くの観光客が訪れることとなった。

その他の産業として、近代から続く造船業や農業（柑橘類、わけぎ等）、漁業、海産物加工業（蒲鉾、乾物など）が盛んであり、尾道の歴史に培われた伝統産業である。

このように、暮らしや産業、地域の発展は、土地と合わせて海が存在が基盤になっており、街道と海道（航路）の存在、結節点としての立地性も大きく寄与している。現在においては、瀬戸内しまなみ海道が開通し、今後、中国横断自動車道尾道松江線が完成すれば、現代の「瀬戸内の十字路」としての役割が一層高まることになる。

こうした地域ごとの特色と共通性を有する歴史は、積み重ねられながら現在につながっている。とりわけ尾道の旧市街地においては、歴史の重層性を、街並み等を通じて追体験できる。数多くの中世の建築物、近世の港湾施設や石造物、庭園、近代化遺産、現代の建築物等が渾然一体となって存在し、尾道らしさを表している。



でべら干し



因島発祥の八朔（はっさく）



天寧寺塔婆と尾道の街並み

5 文化財の現状と特性

(1) 指定・登録文化財の分布状況

尾道市の指定文化財は、令和3年1月1日現在、国指定が59件、県指定が80件、市指定が224件で、合計363件である。

指定文化財のうち、有形文化財が266件で7割以上を占め、そのうち、建造物は35件が指定されている。

この他、建造物としては、登録有形文化財が34件ある。

表 1-2 文化財の種別指定状況

※令和3年1月1日現在

種別	区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計
有形文化財	建造物	17 (うち国宝3)	58 (うち国宝4)	2	60	17	150	268
	美術工芸品	41 (うち国宝1)		58		133		
小計			58		60		150	268
無形文化財			0		0		0	0
小計			0		0		0	0
有形民俗文化財			0		0		4	4
無形民俗文化財			0		8		16	24
小計			0		8		20	28
史跡・名勝	史跡		0		3		28	31
	名勝		1		0		2	3
	天然記念物		0		9		24	33
小計			1		12		54	67
合計			59		80		224	363

		区分	件数
その他	国指定	重要美術品	5
	国登録	登録有形文化財	34
		登録記念物	1

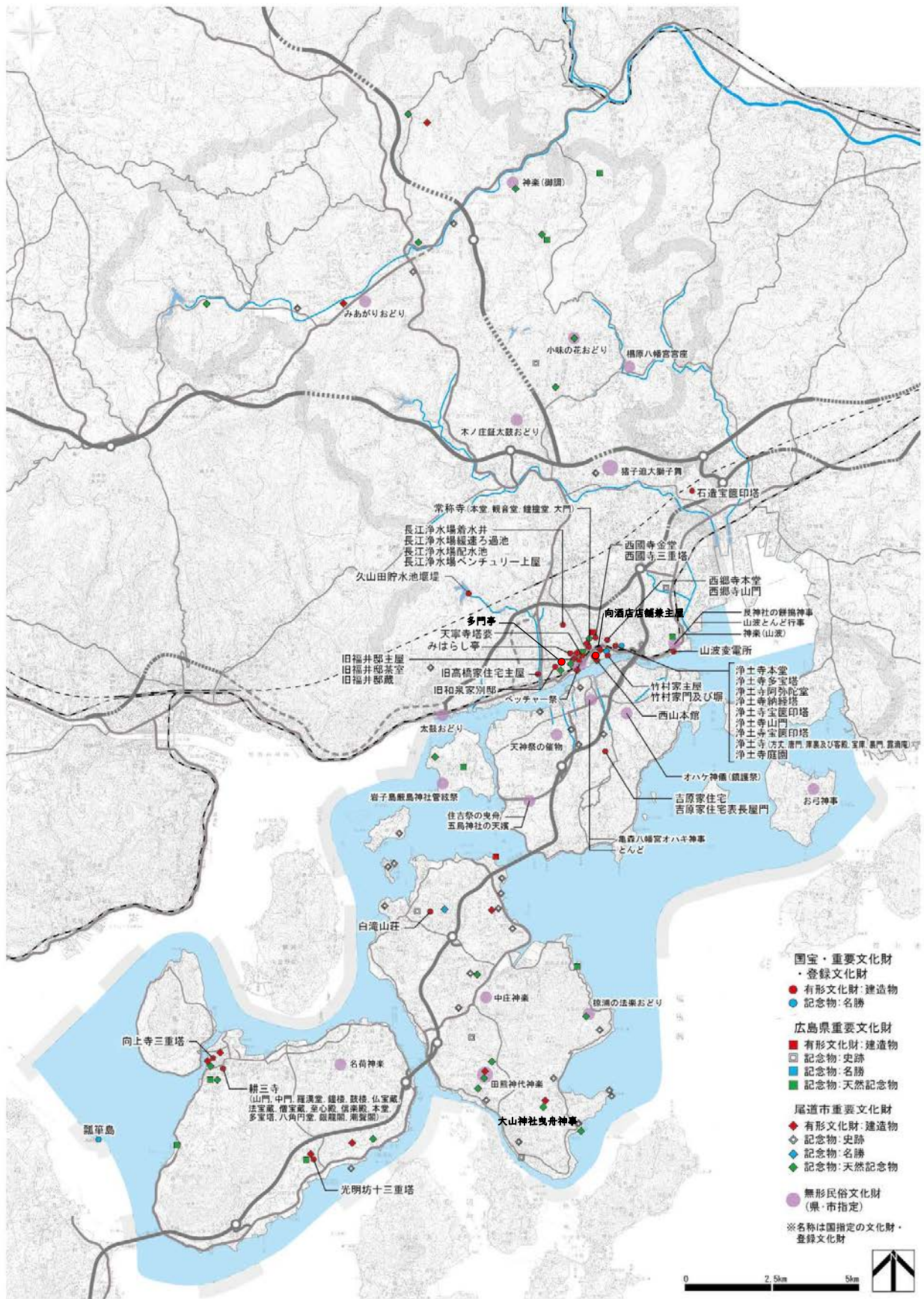


図 1-8 指定・登録文化財（建造物、史跡・名勝・天然記念物、無形民俗文化財）の分布状況

① 国指定文化財

尾道市にある国指定文化財 59 件のうち、国宝が 4 件（うち建造物が 3 件）で、重要文化財が 54 件（うち建造物が 14 件）、名勝が 1 件となっている。

国宝の建造物としては、浄土寺多宝塔・本堂、向上寺三重塔がある。いずれも、中世の歴史と文化を代表する建造物である。

また、重要文化財の建造物としては、浄土寺阿弥陀堂・山門・方丈・庫裏及び客殿・露滴庵、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆、西郷寺本堂、常称寺本堂・観音堂・鐘撞堂・大門、光明坊十三重塔、吉原家住宅等がある。

美術工芸品は、国宝 1 件を含め、41 件ある。このうち彫刻は、全部で 16 件あり、木造十一面観音立像、木造釈迦如来立像、木造薬師如来坐像、木造千手観音立像、木造聖徳太子立像等がある。加えて、絵画は 5 件（うち 1 件は国宝）、工芸品は 8 件、書跡・典籍は 6 件、古文書は 5 件、考古資料は 1 件となる。これら美術工芸品のすべてが、持光寺、浄土寺、西國寺、耕三寺等の寺院にある。

さらに、名勝としては、浄土寺庭園がある。

また、その他、重要美術品が 5 件、登録有形文化財が 34 件あり、登録有形文化財（建造物）については、耕三寺に関するものが 15 件、近代化遺産に関するものが 6 件、豪商等の家屋に関するものが 13 件ある。



浄土寺多宝塔（国宝）



浄土寺本堂（国宝）



向上寺三重塔（国宝）



西郷寺本堂（重要文化財）

② 県指定文化財

広島県指定文化財 80 件のうち、有形文化財が 60 件(建造物 2 件、美術工芸品 58 件)で、無形民俗文化財が 8 件、史跡が 3 件、天然記念物が 9 件となっている。

有形文化財のうち、建造物は西國寺仁王門と旧大浜埼通航潮流信号所である。美術工芸品のうち、工芸品は 10 件となっている。また、絵画は 17 件、彫刻は 14 件、書跡・典籍 9 件、古文書 7 件、考古資料 1 件となっている。

無形民俗文化財については、太鼓おどり(正徳町)、みあがりおどり(御調町)、名荷神楽(瀬戸田町)、小味の花おどり(原田町)、神楽(御調町)、木ノ庄鉦太鼓おどり(木ノ庄町市原)、椋浦の法楽おどり(因島椋浦町)、中庄神楽(因島中庄町)があり、各地域独特の民俗芸能が指定されている。

史跡については、1 件は太田貝塚で、他の 2 件は因島村上氏の城跡と鷲尾山城跡となっている。

天然記念物については、良神社のクスノキ群や御寺のイブキビヤクシンなどがある。



西國寺仁王門(広島県重要文化財)



浄土寺の「太鼓」(広島県重要文化財)



良神社のクスノキ群(広島県天然記念物)



椋浦の法楽おどり(広島県無形民俗文化財)

③ 市指定文化財

市指定文化財の224件のうち、有形文化財（建造物）が17件、同（美術工芸品）が133件、計150件となり、市指定文化財の約2/3（67.0%）を占める。

この他、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財16件、史跡28件、天然記念物24件となっている。

有形文化財（建造物）については、薬師寺塔婆や茶屋一夢亭、旧河内村役場、八幡神社本殿、旧尾道商業会議所、旧尾道銀行本店、爽籟軒茶室といった建物の他、五輪塔や宝篋印塔、板碑等がある。有形文化財（美術工芸品）については、絵画、彫刻、工芸品等が多数ある。

有形民俗文化財については、平田玉蘊ゆかりの品々、正念寺本堂天井画、本因坊秀策ゆかりの品等があり、無形民俗文化財としては、ベッチャー祭や山波とんど行事、田熊神代神楽等がある。

史跡としては、古墳や城跡、廃寺跡等があり、天然記念物としては、光明寺蟠龍の松、福善寺の鷲の松等がある。



商店街（西国街道）に位置する旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館）



旧尾道銀行本店を改修した「おのみち歴史博物館」



尾道ベッチャー祭



山波とんど行事

(2) 指定文化財以外の文化財の分布状況

文化財総合的把握モデル事業により、未指定文化財を含む悉皆調査を実施した。

このうち最も多く把握した文化財は、石造物の4,281件であり、そのほとんどが未指定文化財である。

また、民俗文化財や美術工芸品（仏像）、民俗芸能、歴史的建造物、史跡（城跡）等の状況も把握した。

表 1-3 文化財調査：石造物（エリア別件数）

調査対象地域	重点調査区域	調査件数	調査対象地域	重点調査区域	調査件数
尾道 (旧尾道)	市街地エリア	1,273	御調	大和エリア	37
	吉和エリア	68		綾目エリア	53
	高須エリア	161		市エリア	59
	山波エリア	133		河内エリア	49
	門田エリア	52		今津野エリア	31
小 計		1,687		菅野エリア	49
因島	重井エリア	208		上川辺エリア	35
	中庄エリア	578	小 計		313
	三庄エリア	66	瀬戸田	名荷エリア	15
	田熊エリア	120		林エリア	9
	大浜エリア	57		中野エリア	6
	土生エリア	50		鹿田原エリア	3
棕浦エリア	16	瀬戸田エリア		15	
小 計		1,095		沢エリア	12
向島・浦崎	浦崎エリア	123		高根エリア	16
	向東・田尻エリア	279		福田エリア	10
	歌エリア	124		垂水エリア	5
	戸崎エリア	83		田高根エリア	4
	宇立・富浜エリア	82	萩エリア	14	
	百島エリア	116	宮原エリア	13	
	津部田エリア	94	御寺エリア	15	
	岩子島エリア	137	原エリア	5	
小 計		1,038	洲江エリア	6	
小 計		4,281	小 計		148
合 計					4,281



御調：神田神社手水鉢



瀬戸田：胡神社・常夜灯



因島大浜神明祭



奉納相撲



兼吉とんど



沢八幡宮例大祭



美ノ郷大迫とんど



光明坊ねはん会



宮原八幡神社「まっとうさん」

(3) 文化財の特性

文化財総合的把握モデル事業を通じて、尾道市の文化財の特性を捉える切り口として、「港町」「海（海道）」「街道」「近代化遺産」「民俗芸能」「生活文化」を設定した。

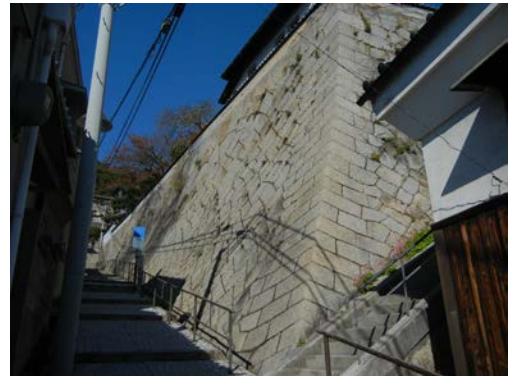
この6つの切り口には、尾道市の歴史と文化を表す様々な歴史的な要素が含まれており、文化財をそれぞれ単独で考えずに、歴史的な特性・要素をもとに複数の文化財をまとめ、総合的に検討することができる。

以下、それぞれの切り口からみた尾道市の文化財の特性を整理する。

① 港町に関わる特性

■港町の多彩な文化と景観

- 中世寺院群と街並み（建築物・古文書・美術工芸品・石造物・埋蔵文化財・地割・民俗芸能）
- 近世の街並みと寺院群（建築物・古文書・美術工芸品・石造物・埋蔵文化財・地割・絵図・小路）
- 豪商が育んだ文化と遺産（建築物・庭園茶園・古文書・美術工芸品・茶道・囲碁文化）
- 海運（北前船など）がもたらしたもの（建築物・古文書・美術工芸品・港湾遺構・石造物）
- 近代の港町と山手の発展（建築物・ロープウェイ・造船クレーン・鉄道遺構）
- 尾道三山と尾道水道、高根島と瀬戸田（景観）
- 港町に残る民俗芸能（ベッチャー祭・吉和太鼓おどり・祇園祭など）
- 港町の生活風景（晩より・でべら干し・干シタコなど）



山手にも発展した尾道（坂のまち）

② 海（海道）に関わる特性

■水軍や海運の海道文化と遺産

- 水軍（城跡及び周辺遺構・古文書・美術工芸品・石造物・法楽おどり・水軍太鼓）
- 北前船から造船まで（港湾遺構・石造物・古文書・美術工芸品）
- 雁木



港町尾道の海岸



白滝山から青木城跡・馬神城跡を望む

③ 街道に関わる特性

■街道と宿場町の交易・交流の遺産

- 古代山陽道と周辺遺跡（道路遺構・古墳・古代寺院跡・埋蔵文化財）
- 中世尾道と街道（石造物・埋蔵文化財）
- 西国街道・出雲街道と尾道宿・市宿（建築物・石造物・古文書・道路遺構・埋蔵文化財）
- 街道と文化の伝播（神楽など民俗芸能の伝播）
- 街道と海道
- 鉄道網（山陽鉄道遺構・尾道鉄道遺構）



山陽鉄道の面影を残すガード下のレンガ

④ 近代化遺産に関わる特性

■産業環境を支えた近代化遺産

- 鉄道網（山陽鉄道遺構・尾道鉄道遺構）
- 造船のまち（建造物・造船遺構）
- 港湾施設（上屋）

■生活環境を支えた近代化遺産

- 銀行浜と商業の発展（近代建築物・銀行関係資料・商業関係資料）
- 近代教育と尾道（近代建築物〔久保小学校・土堂小学校〕・人物資料）
- 海上交通と灯台（大浜崎灯台・高根島灯台・尾道灯台）
- 水道の整備（浄水場・水源地・人物資料）



旧尾道鉄道のトンネル



久山田貯水池堰堤



大浜崎灯台記念館

⑤ 民俗芸能に関わる特性

■港町や農山漁村の集落と民俗芸能

- 農村集落と民俗芸能（建築物・水路・樹木・民俗文化財・古文書・石造物）
- 漁村集落と民俗芸能（建築物・港湾遺構・漁船・民俗文化財）
- 塩田と塩の交易（民俗文化財）



浦崎神楽（八重垣）

⑥ 生活文化に関わる特性

■尾道の生活文化

- 映画にみる尾道（映画ロケ地と景観）
- 小林和作（洋画家）・平山郁夫（日本画家）がみた風景（景観）
- 尾道石工
- 酢
- 畳表
- 刀鍛冶などの鉄産業
- 製塩業
- 海産物・乾物と浜だんな
- 本因坊秀策と囲碁文化
- 柑橘類と果樹畑
- 除虫菊の咲く島
- 串柿がある風景



菅野の串柿

■暮らしに息づく食文化や習俗（年中行事など）

- 八朔行事
- 亥の子
- イギス豆腐（海藻が原料）
- 醤油めし

6 尾道市の関連文化財群と歴史文化保存活用区域

平成20年度から22年度において取り組んだ「文化財総合的把握モデル事業」では、尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画を策定し、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」を設定している。

この2つの観点は、尾道市の文化財の特性と合わせて、その保存・活用における新たな切り口を含むものである。また、「相互に関連性のある一定のまとまり（関連文化財群）」や「関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺環境（歴史文化保存活用区域）」といった考え方は、歴史的風致につながるものである。

このため、尾道市の歴史的風致の全体的な背景として、尾道市歴史文化基本構想で明らかにした「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」の概要を示す。

(1) 関連文化財群

尾道市歴史文化基本構想では、尾道市の文化財の特性を踏まえ、6つの大テーマによる関連文化財群を設定した（下図参照）。

また、こうした個々の関連文化財群及びその集合体（全体）において、時間軸（必然的に空間も含む）が重層しており、“時”をキーワードとした全体テーマを設定した。

また、6つの大テーマを補完するものとして小テーマを設け、「関連文化財群」と「小関連文化財群」に区分した。

さらに、関連文化財群の構成と相互の関連性を整理したものが、次頁の図である。

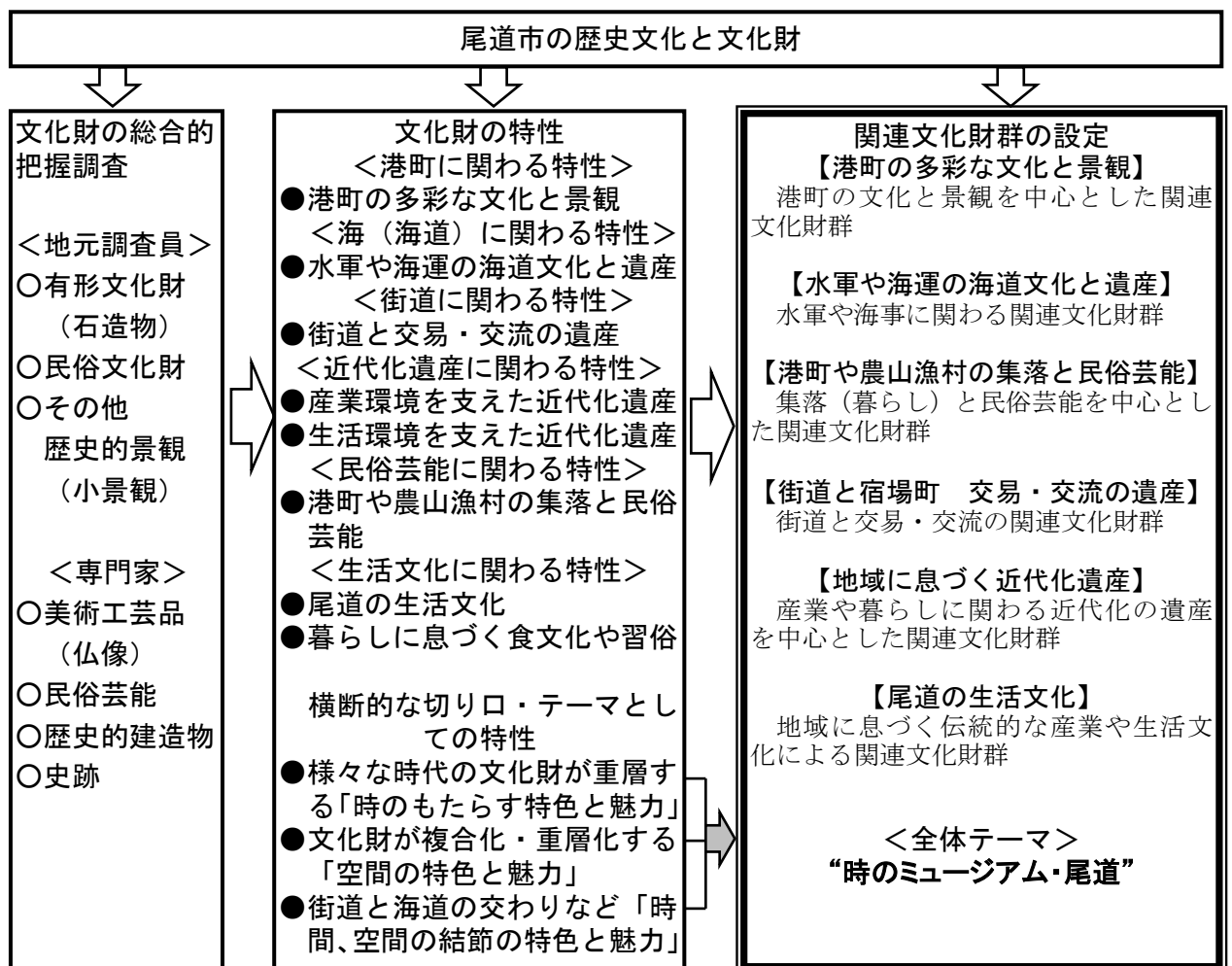
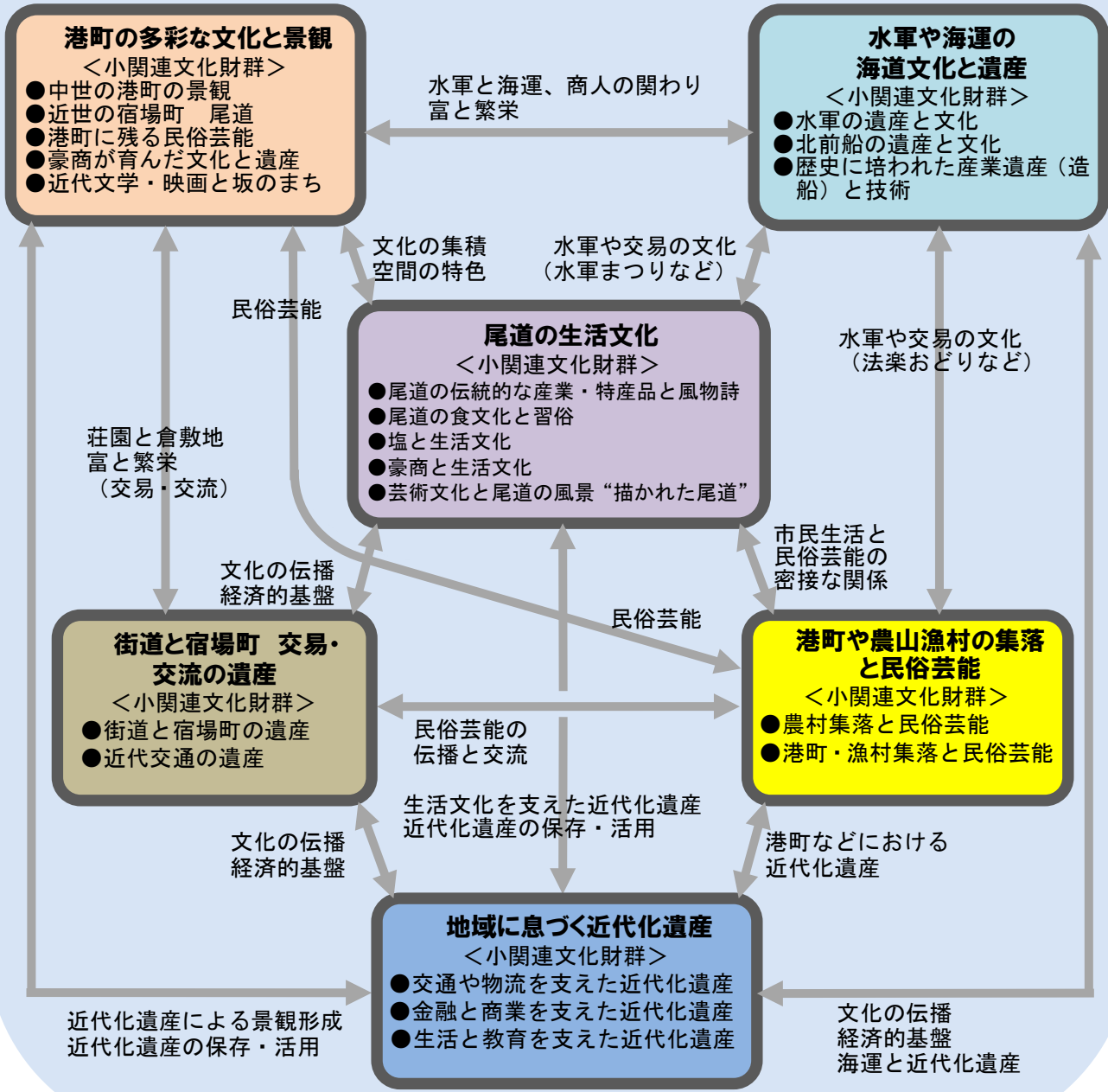


図 1-9 関連文化財群の設定の流れ

<全体テーマ>
時間と空間が織りなす文化の重層・結節
“時のミュージアム・尾道”

○様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力
 ○文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力
 ○街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力





※ ←→ つながりの強い関係

図 1-10 関連文化財群の構成とテーマの関連性

表 1-4 参考：関連文化財群の全体構成（1 / 2）

関連文化財群	小関連文化財群	主な文化財 文化財を含む区域など	全体テーマ 【時のミュージアム・尾道】 時間と空間が織りなす文化の重層・結節 ○ 様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力 ○ 文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力 ○ 街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力 (~古代) ● 中世尾道の遺産と文化 ● 近世尾道の遺産と文化 ● 近代化の遺産と文化(現代)
<p>【港町の多彩な文化と景観】 港町の文化と景観を中心とした関連文化財群</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中世の港町の景観 ● 近世の宿場町 尾道 ● 港町に残る民俗芸能 ● 豪商が育んだ文化と遺産（豪商と生活文化） ● 近代文学・映画と坂のまち 	<p><主な文化財の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寺院や神社の建造物 ・近世・近代の商家や民家の建造物 ・常夜灯や五輪塔等の石造物 ・古文書 ・商人や町人の寄進による仏像等の美術工芸品 ・民俗芸能 ・庭園や茶園などの史跡・名勝 ・樹木などの天然記念物 ・街並みの小路、石垣 ・生活文化 <p><文化財を含む区域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾道水道に面した港町・商都、瀬戸田港周辺 ・その他尾道地域（旧尾道）の港町：吉和漁港、海老漁港、福田港 ・向島地域の港町：歌漁港、干汐漁港、立花漁港 ・因島地域の港町：大浜港、鏡浦漁港、椋浦港、三庄港、土生港、箱崎港、金山港、西浦漁港、重井港（東・西）、細島港 ・瀬戸田地域の港町：瀬戸田港、名荷港、宮原港、御寺港、荻港、垂水港、福田港、赤崎港、洲江港 	
<p>【水軍や海運の海道文化と遺産】 水軍や海事に関わる関連文化財群</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水軍の遺産と文化 ● 北前船の遺産と文化 ● 歴史に培われた産業遺産（造船）と技術 	<p><主な文化財></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青木城跡、長崎城跡 ・村上家太刀、水軍の武器・道具類 ・村上家文書 ・椋浦法楽おどり <p><その他、主な文化財の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・村上氏関係の城跡、武具、古文書、古地図 ・北前船などの寄港地（港湾施設）と関連する有形文化財 ・水軍や海運（北前船など）に関わる民俗文化財 ・水軍や海運の歴史文化につながる産業遺産 	
<p>【港町や農山漁村の集落と民俗芸能】 集落（暮らし）と民俗芸能を中心とした関連文化財群</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農村集落と民俗芸能 ● 港町・漁村集落と民俗芸能 	<p><主な文化財></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉原家住宅 ・農漁村の民家 ・みあがりおどり、神楽、とんど ・太鼓、鉦、装束、面 <p><その他、主な文化財の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民俗芸能 ・民俗芸能に関わる民具 ・民俗芸能の舞台（神社、集落など） ・農耕や漁撈に関わる民具や技術、習俗 	

表 1-4 参考：関連文化財群の全体構成（2 / 2）

関連文化財群	小関連文化財群	主な文化財 文化財を含む区域など	全体テーマ 【時のミュージアム・尾道】 ※前頁と同様	
<p>【街道と宿場町 交易・交流の遺産】 街道と交易・交流の 関連文化財群</p>	<p>●街道の遺産と面影 ●宿場町の遺産と面影</p>	<p><主な文化財> ・西国街道、出雲街道 ・街道石標、常夜灯、石仏 ・本陣跡、一里塚 ・辻堂、寺社の建造物 ・絵図</p> <p><その他、主な文化財の区分> ・西国街道の遺構・ルート、関連する道標、神社仏閣 ・出雲街道の遺構、ルート、関連する道標、神社仏閣、街並み</p>		
<p>【地域に息づく近代化遺産】 産業や暮らしに関わる近代化の遺産を中心とした関連文化財群</p>	<p>●交通や物流を支えた近代化遺産 ●金融と商業を支えた近代化遺産 ●生活と教育を支えた近代化遺産</p>	<p><主な文化財> ・和洋折衷住宅 ・大浜崎灯台と関連工作物 ・旧住友銀行尾道支店 ・久保小学校などの学校建築 ・造船所クレーン</p> <p><その他、主な文化財の区分> ・鉄道遺構、建造物（現役）：山陽鉄道、尾道鉄道の建造物 ・擬洋風建築物：銀行、商店等 ・造船・港湾関連近代化遺産 ・久山田貯水池及び長江浄水場 ・山波変電所</p>		
<p>【尾道の生活文化】 地域に息づく伝統的な産業や生活文化による関連文化財群</p>	<p>●尾道の伝統的な産業・特産品と風物詩 ●尾道の食文化と習俗 ●塩と生活文化 ●豪商と生活文化（豪商が育んだ文化と遺産） ●芸術文化と尾道の風景 “描かれた尾道”（映画、絵画、文学）</p>	<p><主な文化財の区分> ・伝統的な産業及び産業施設や特産品 ・地域の風物詩 ・地域の食文化、茶の文化 ・囲碁の文化 ・年中行事</p>		

(2) 歴史文化保存活用区域

尾道市の文化財をその周辺環境を含め一体的に保存・活用するため、文化財の集積する区域を中心に、以下のように歴史文化保存活用区域を設定した。

<歴史文化保存活用区域の設定の基本的な考え方（基準）>

- 全体テーマに基づいていること
- 関連文化財群の価値が広がる範囲で、文化財が相対的に集積している区域及びその周辺
- 上記区域において、文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる場合
- 市街地・集落地を含んでいる区域または近接している区域（住民等による日常的な保存管理等に対応）

表 1-5 歴史文化保存活用区域の基本的な考え方と主な文化財

区域の名称 <関係する関連文化財群>	意義・役割 (文化財の保存・活用の方向)	主な文化財
尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	中世からの港町の繁栄と営みを色濃く残し、国宝をはじめ数多くの文化財が存在する市街地の特色を踏まえ、有形無形の文化財をその周辺、さらには市街地の広がりの中で一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・浄土寺（本堂、多宝塔）、西國寺（金堂、三重塔）、天寧寺（塔婆）、西郷寺（山門、本堂）、常称寺（本堂、観音堂等）をはじめとした中世寺院群 ・神社 ・和洋折衷住宅 ・雁木 ・路地、坂、石垣 ・食文化 ・文化的景観 ・年中行事
瀬戸田・海と島の暮らしの歴史文化保存活用区域 寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	港町の繁栄を今に伝え、神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間などが息づく港町の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・向上寺三重塔 ・耕三寺 ・住吉神社 ・生口神社 ・その他神社仏閣 ・地藏院 ・茶屋一夢亭 ・俵崎城跡 ・北町の街並みと路地 ・中野の街並み・石灯籠
塩田の記憶と港町の歴史文化保存活用区域 <関連文化財群（上記同様）>	塩田をはじめ海との関わり形づくられ、発展してきた集落・港町の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・光明坊十三重塔 ・光明坊五輪塔 ・御寺のイブキビャクシン ・石灯籠 ・塩田跡（樋門）
向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	尾道との共通点と固有性・特色を意識できる地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・吉原家住宅 ・三十六苗荒神 ・天満屋浄友の墓 ・五島神社 ・須佐之男神社 ・神宮寺 ・西金寺 ・住吉祭の曳舟
浦崎百島・半島と島の歴史文化保存活用区域 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・尾道の生活文化	尾道の港町からは離れた位置にある半島と島の地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・満照院 ・沖の観音 ・浦崎神楽 ・お弓神事
因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域 <関連文化財群> ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	全国的にも希有な水軍関係の文化財が数多く存在し、水軍や海に関わる産業や生活文化が色濃く残る地域の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・長崎城跡 ・青陰城跡 ・青木城跡 ・因島村上家歴代の墓 ・八幡神社 ・幸崎神社 ・王子塚
御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域 <関連文化財群> ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・尾道の生活文化	古代山陽道と出雲街道が通り、両者が交差する交通の要衝としての名残を継承しながら、山間の田園地域における有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・神社（神田神社、熊野神社、天満宮、高御調八幡宮） ・寺院 ・出雲街道と街並みの名残 ・旧河内村役場

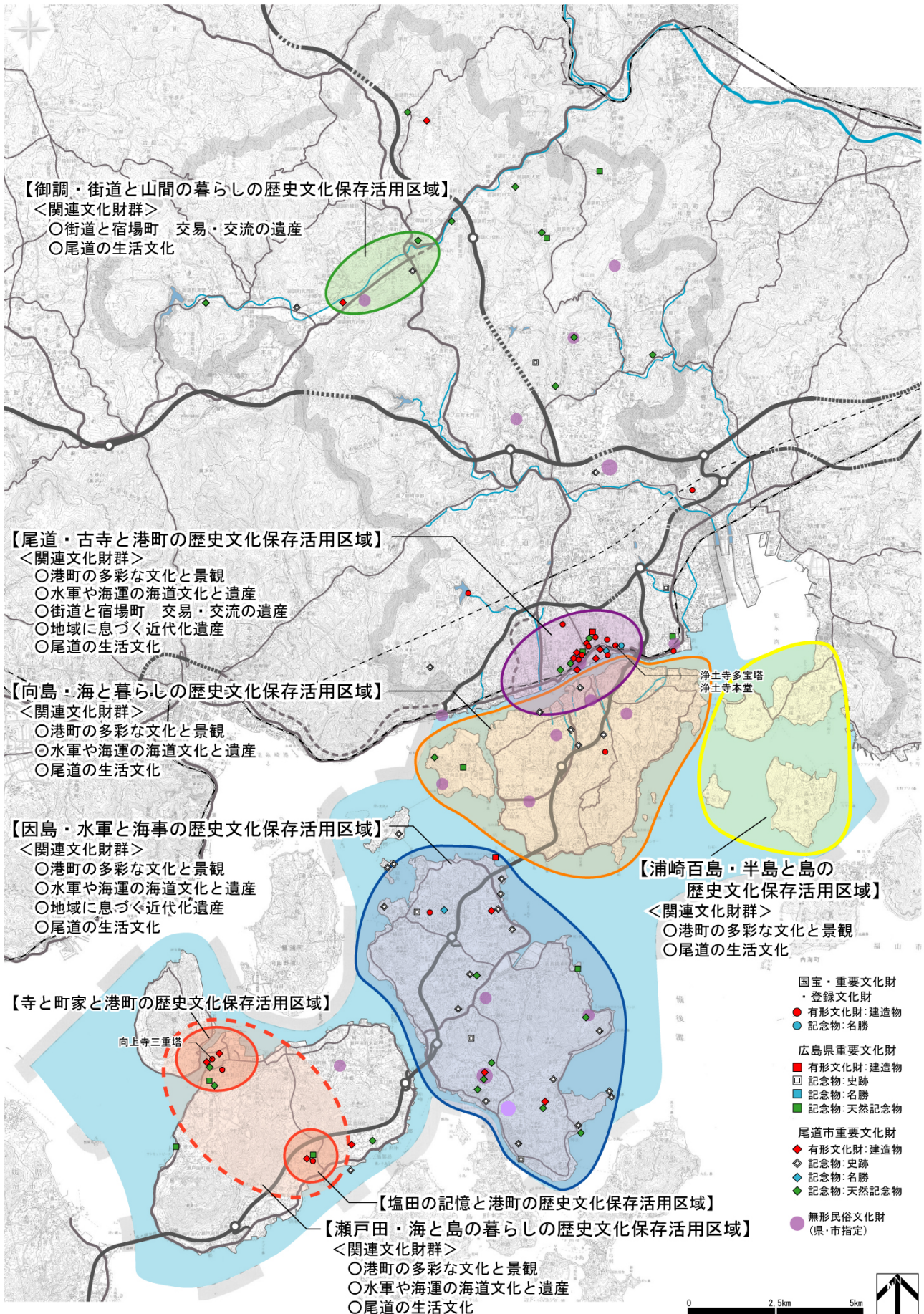


図 1-11 尾道市における歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関わり



ホーランエンヤの舞台となる瀬戸田水道と亀の首地藏（手前右）。対岸は高根島で、中央やや右手には高根八幡神社と高根巖島神社が位置する